

計量法（平成４年法律第５１号）第２１条第１項及び第２項の規定により、次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和 7 年 7 月 1 1 日

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

- 1 特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第７０号）第３９条第１項第５号に該当する非自動はかりであって、ひょう量が５トン未満のもの並びに分銅及びおもり

検 査 区 域	検 査 場 所	検 査 日 時	
舞 鶴 市	舞 鶴 文 化 公 園 体 育 館	令 7. 8. 20	午前10時30分 ～ 午後 3 時
		7. 8. 21	
		7. 8. 22	
	舞 鶴 東 体 育 館	7. 8. 25	
		7. 8. 26	
		7. 8. 27	
		宇 治 市	
7. 9. 3			
7. 9. 4			
7. 9. 5			
城 陽 市	城 陽 市 働 く 女 性 の 家 (南部コミュニティセンター)	7. 9. 10	午前10時 ～ 午後 3 時
		7. 9. 11	
		7. 9. 12	
八 幡 市	八 幡 市 役 所	7. 9. 24	午前10時 ～ 午後 3 時
		7. 9. 25	
京 田 辺 市	京 田 辺 市 市 民 コ ミ ュ ニ テ イ ホ ー ル	7. 9. 17	午前10時 ～ 午後 3 時
		7. 9. 18	
久 御 山 町	久 御 山 町 商 工 会 館	7. 10. 24	午前10時 ～ 午後 3 時
井 手 町	井 手 町 商 工 会 館	7. 9. 16	午前10時 ～ 午後 3 時

宇 治 田 原 町	宇 治 田 原 町 役 場	7. 9. 8	午前10時30分 ～ 午後 3 時
		7. 9. 9	

2 ひょう量5トン以上の非自動はかり

検 査 区 域	検 査 場 所	検 査 期 日
舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、八幡市、 京田辺市、南丹市 久御山町、井手町、宇治田原町、伊根町、 京丹波町、与謝野町	特定計量器 の所在場所	令和 7年10月 1日から 令和 7年11月30日まで

備考 日曜日、土曜日及び祝日を除く。

3 検査を行う指定定期検査機関の名称
一般社団法人京都府計量協会